

平成 17 年国勢調査 広報基本方針

1 基本的考え方

国勢調査をめぐり、プライバシー意識の高まり等調査環境が厳しさを増す中、調査客体に調査の必要性、意義等を周知し、理解と協力を得るため、訴求事項、訴求対象を明確にし、国・地方を通じた広報活動の効果的かつ効率的な実施を図る。

(1) 訴求事項について

国勢調査における基本的なメッセージである「10月1日に実施すること」、「日本に住んでいるすべての人が対象であること」、「人口・世帯を知るための最も基本的な統計調査であること」、「調査票の配布・収集は国勢調査員が世帯に伺って行うこと」に加え、昨今の調査環境の変化等を考慮し、以下の重点メッセージの訴求。

- ・ 調査における個人情報の保護が万全であること
- ・ 回答は国民の義務であること（ただし、打ち出し方には十分に配慮する）
特に平成 17 年国勢調査の意義・重要性について、国民への P R。
- ・ 人口転換期を迎えつつある我が国の 21 世紀最初の調査であり、各種行政施策に必要な基礎資料を提供するものであること
- ・ 少子・高齢化社会の姿を明らかにし、国民生活の向上に資するものであること
- ・ 地方分権の時代における地域づくりのために不可欠なものであること

(2) 訴求対象について

日本に住んでいるすべての人を対象とした総合的な広報の実施。

また、人々の生活形態や行動様式が多様化している状況にかんがみ、以下の対象に応じた広報の実施。

- ・ 若者（学生、就業者など）
- ・ オートロック式マンション等居住者
- ・ 在日外国人

なお、国勢調査を始めとする統計調査又は統計に対する親しみを子ども（小・中学生等）の頃から持たせるため、学校教育の場における広報についても推進。

2 具体的な方策

- ・ 情報通信技術の効果的活用を含め、各種媒体を通じて、国民に国勢調査の実施について周知する。なお、調査の実施の各段階（準備（周知）時、配布時、収集時）に対応した的確な内容の広報を実施する。
- ・ 一般からの公募を活用した広報の実施など、国民参加型の広報の実施にも配慮する。
- ・ 国勢調査実施そのものが国民的行事というイメージ作りを行い、国民の調査への参加・協力に向けた機運の醸成を図る。

(1) 調査客体全般への広報

（主な媒体・手段）

- ・ テレビ、ラジオ
- ・ 新聞、雑誌
- ・ インターネット
- ・ 交通広告、電光板ニュース、公共施設等へのポスター掲示
- ・ イベントの開催
- ・ 企業・団体等における国勢調査広報への協力依頼
- ・ 報道機関への周知、協力の確保
- ・ 標語・ポスター図案の募集 等

(2) 訴求対象別の広報

調査客体全般への広報に加え、対象となる者の属性・生活形態なども考慮した、きめ細かな広報の工夫をする。

- 若者
(学生)
 - ・ メッセージの呼びかけ方の工夫（調査対象となること、調査世帯の調査する内容を明確にすること等）
 - ・ コンビニ、カラオケボックス、学校、ファーストフード店等若者が集まるところへのポスター掲示及び関係事業者へのポスター掲示依頼の強化。
 - ・ 携帯電話利用の多い若者をターゲットに、若者向けサイトへのバナー広告の実施。
- (就業者)
 - ・ 若年層向け雑誌への広報の実施。国勢調査について理解を深めるような記事広告形式とするなどの工夫。
 - ・ インターネット検索サイト及び情報系サイトへのバナー広告の実施。
- オートロック式マンション等居住者
 - ・ マンションの管理人、管理会社、管理組合等への協力要請。
 - ・ 都市型CATV、ポスター等を活用して、プライバシーが保護されることを周知。
- 在日外国人
 - ・ 調査対象であること等に重点を置いた広報の実施。
 - ・ 外国語メディア（新聞、タウン誌、CATV、CS放送等）の活用や外国人を雇用している企業への協力依頼。
 - ・ 地方における在日外国人に対する支援団体の活用。
- 子ども（小、中学生等）
 - ・ 小中学校への適切な教育資料（「かベテレくん」等）の提供を行うこと。

3 推進体制等

- (1) 政府広報との役割分担による広報の総合的展開
内閣府政府広報室とは、必要な連携をとりながら的確な役割分担をし、無駄のない広報を総合的に実施する。
- (2) ロゴ等を活用したイメージの統一
共通のロゴ等の利用による統一的なイメージの広報を推進する。
- (3) 国と地方の広報活動の一体的な推進
国においては、全国的な広報を展開し、地方公共団体においては、地域に密着した広報を展開する。統計局と地方公共団体が十分に連携をとり、一体となって、効果的かつ効率的な広報を展開する。また、地方における広報展開に関し、国として必要な支援を実施する。
 - 地方の実情に合った広報展開の支援
地方の実情に合った広報展開を支援するため、都道府県・支庁市区町村への適切な経費措置。
 - 「広報マニュアル」の充実
地方における広報の手引書となる広報マニュアルについては、実践例を多数掲載するなど具体的・実践的な内容化。また、その内容を汎用的なソフトで利用できるCD-ROMの作成・配布（各種広報媒体への加工・転載を可能とすること）。
 - 広報用版下の充実
デザイン及び文例を掲載した広報用版下の内容の充実、電子媒体での提供。
 - 広報用物品等の提供の早期化
広報用物品等の早期の提供により、地方における広報活動開始の早期化を促進。
 - インターネットによる広報の充実
統計局ホームページの国勢調査広報サイトの充実及び、当サイトへの地方公共団体におけるリンクの推奨。各自治体における広報サイトの充実。
- (4) 広報効果の把握・評価
広報の効果について、把握・評価するよう努め、今後の広報の実施に活用する。